

北九州市芸術文化施設管理要綱

北九州市芸術文化施設条例（平成 15 年北九州市条例第 55 号）（以下「条例」という。）及び北九州市芸術文化施設条例施行規則（平成 15 年北九州市規則第 83 号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市芸術文化施設（以下「施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（使用許可の条件）

- 第 1 条 市長又は指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、条件をつけて使用許可することが出来る。
- 2 市長又は指定管理者は、使用許可を行うにあたって必要な場合は、申請者の使用日程調整を行わなければならない。
 - 3 前項の使用日程調整が困難な場合は、抽選により使用者を決定する。

（使用許可の優先）

第 2 条 市長又は指定管理者（この条において、北九州芸術劇場の指定管理者に限る。）は、中劇場、小劇場の許可を行うにあたっては、前条の規定にかかわらず、次の順位により優先して許可を行う。

- ① 市又は指定管理者が主催、もしくは主催に準じる演劇、舞台芸術事業
- ② 民間等の長期演劇、舞台芸術事業（公演日数 5 日以上）
- ③ 市及び指定管理者共催の演劇事業
- ④ 民間等の演劇事業
- ⑤ 市及び指定管理者の共催の舞台芸術事業
- ⑥ 民間等の舞台芸術事業
- ⑦ 市及び指定管理者主催もしくは共催の公演事業（音楽等）
- ⑧ 民間等のその他の公演事業（音楽等）
- ⑨ 市主催もしくは共催のその他の事業（講演会等）
- ⑩ 民間等のその他の事業（講演会等）

（暴力団の排除）

第 2 条の 2 使用許可を行ったのちに、その使用が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）を利するおそれがあるとなつた場合、市長又は指定管理者は、北九州市暴力団排除条例（平成 22 年北九州市条例第 19 号）に基づき、使用団体が暴力団であるかどうかについて、福岡県警察に照会を行う。

- 2 前項の照会について、指定管理者は、市長を通じて福岡県警察に照会を行うものとする。
- 3 前二項の照会により、使用団体が暴力団であることが判明したときは、使用許可を取り消し、既納の使用料は返還しない。

(使用承認の特例)

第3条 中劇場、小劇場については、当分の間営利のための展示、即売会等を主たる目的とする使用については、承認を行わないこととする。

(使用料の減免)

第4条 条例第5条の規定に基づき、別表1に定めるところにより、使用料を減免する。

(使用者の守るべき事項)

第5条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用目的のために認められた物品以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 承認を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。
- (5) 器具等を施設外に持ち出さないこと。

(練習会場としてのホール利用)

第6条 文化団体の活動を助成するため、音楽、演劇団体等の練習会場としてのホール利用を次の条件のもとに認める。

- (1) 使用許可を受けた場所以外は使用しないこと。
- (2) 使用許可を受けた器具、設備以外は使用しないこと。
- (3) 使用の許可申請の受付は3ヶ月前からとする。

(指定管理者の申請)

第7条 市長は、指定管理者の申請手続きに関する事項を告知する。

2 市長は、管理期間の終了する3ヶ月前までに、指定管理者を確定しておかなければならない。

3 条例第8条第1項に規定する申請書は、別紙様式とする。

(指定管理者の審査)

第8条 条例第8条第2項に規定する指定管理者の指定には、次の各号の基準により審査を行う。

- (1) 芸術文化施設の設置目的、公の施設であることを十分に認識し、公平性を欠くことなく運営、管理が行えること。
- (2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 同様な施設の運営、管理実績があり、利用者のニーズに迅速かつ正確に応えられる能力を有していること。

- (4) 北九州芸術劇場については、劇場を使用したソフト事業が行える人材が整っていること。

(指定管理者の業務)

第9条 規則第10条第1項2号に規定する業務は別表2のとおりとする。

(指定管理者の事業報告書)

第10条 規則第11条に規定する事業報告は、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 管理・運営業務の実勢状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 当該年度の収支決算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの。

2 前項事業報告書の様式は別紙様式2とする。

(諸様式)

第11条 施設の使用に関する諸様式は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 使用申請書 | 第1号様式 |
| (2) 使用許可書 | 第2号様式 |
| (3) 使用料減免申請書 | 第3号様式 |
| (4) 使用料後納願 | 第4号様式 |
| (5) 使用とりやめ申請書兼返還申請書 | 第5号様式 |

付 則

(適用期日)

1 この規則は、条例の施行する平成15年11月1日から適用する。

(準用)

2 この要綱の適用日前になされた教育委員会で決裁された運用等については、適用後も準用するものとする。

(経過措置)

3 この要綱の適用日前になされた第7条、第8条の規程による指定管理者の指定の手続きに相当する手続きは、第7条、第8条の規定によりなされたものとみなす。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

付 則

(適用期日)

1 この要綱は平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた第6条の規程による手続きに相当する手続きについては、なお従前の例による。

第2号様式（例示）

北九州市芸術文化施設（ ）使用許可書

平成 年 月 日

様

印

平成 年 月 日で申請のありました北九州市芸術文化施設（ ）
の使用について次のとおり許可します。

| 使用日 | 使用時間 | 行 事 名 | 使用施設 | 使用料 |
|-----|------|-------|------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- * 使用期間は、準備及び撤去の期間を含みます。
- * 変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。

北九州市芸術文化施設（ ）使用料減免申請書

平成 年 月 日

北九州市長 様

住所 _____
団体名 _____
申請者 代表者名 _____ 印
電話 _____
担当者 _____

北九州市芸術文化施設条例第5条に基づき、使用料の減免を次のとおり申請いたします。

1. 行事名

2. 使用年月日 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3. 減免申請理由

北九州市芸術文化施設() 使用料後納願

平成 年 月 日

北九州市長 様

住所 _____
団体名 _____
申請者 代表者名 _____ 印
電話 _____
担当者 _____

下記理由のため北九州市芸術文化施設() 使用料の後納を許可願
います。

1. 行事名

2. 使用年月日 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3. 後納理由

4. 支払予定期限 平成 年 月 日

北九州市芸術文化施設（ ）
 使用とりやめ・内容変更申請書 兼 使用料返還申請書

平成 年 月 日

北九州市長 様

申請者 住所.....
 団体名.....
 代表者名..... 印
 電話.....
 担当者.....

使用許可のあった下記につきまして、（使用のとりやめ・使用内容の変更）をすることとなりましたので申請します。また、北九州市芸術文化施設条例施行規則第7条に定めるところにより、次のように使用料の返還を申請します。

※申請者は太枠内について記載してください

| 行 事 名 | | | |
|-----------------------------|-------|---------|-------|
| 使用施設名 | 使 用 日 | | 使用時間 |
| | 年 | 月 日 () | : ~ : |
| | 年 | 月 日 () | : ~ : |
| | 年 | 月 日 () | : ~ : |
| | 年 | 月 日 () | : ~ : |
| | 年 | 月 日 () | : ~ : |
| 使用料の返還理由、または、使用を取りやめようとする理由 | | | |
| 既納使用料 | 円 | 返還金額 | 円 |

北九州市芸術文化施設条例施行規則（抜粋）

第7条（使用料の返還）

条例第6条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 天災その他使用者(条例第2条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額
- (2) 使用日(条例第2条第1項の許可を受けた使用の日をいう。)の40日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の額の5割に相当する額

北九州市芸術文化施設管理要綱

第4条 北九州市芸術文化条例（平成15年北九州市条例第55号）第5条に基づき別表に定めるところにより、使用料を減免する。

別表1（第4条関係）

| 区 分 | 減 免 の 割 合 |
|--|--|
| <p>(1)市又は教育委員会と共催により使用するとき。</p> | <p>(1)ホール使用料、劇場使用料、会議室等使用料、展示室使用料、教室使用料（以下「施設使用料」という。）の10割 (2)器具使用料の5割 (3)設備使用料（冷暖房設備の使用料を除く）の5割</p> |
| <p>(2)教育委員会が認定した団体（以下「認定団体」という。）のうち音楽・演劇団体が、練習のため大ホール及び中ホール並びに中・小劇場のステージを空き時間に使用するとき。</p> | <p>施設使用料の7割5分</p> |
| <p>(3)認定団体がその目的のために使用するとき。</p> | <p>施設使用料及び器具使用料並びに設備使用料（冷暖房設備の使用料を除く）の5割 （響ホール、大手町練習場に係るものを除く。）</p> |
| <p>(4)市民文化の向上のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。</p> | <p>施設使用料及び器具使用料並びに設備使用料（冷暖房設備の使用料を除く）の5割 但し、市長が特に認める場合はこの限りではない。</p> |
| <p>(5)芸術文化施設の命名権取得企業が、当該施設を使用するとき。</p> | <p>施設命名権に関する契約書の契約条項に基づく。</p> |
| <p>(6)下記の車両が駐車場を使用するとき。 ア 身体障害者手帳を所持する者が運転又は同乗する車両 イ 療育手帳を所持する者が運転又は同乗する車両 ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者が運転又は同乗する車両</p> | <p>駐車場使用料の5割</p> |